

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市空き家等の適正管理に関する条例(平成24年米子市条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査員証)

第2条 条例第4条第3項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第1号に定めるとおりとする。

(指導の方法)

第3条 条例第5条の規定による指導は、空き家等の適正管理に関する指導書(別記様式第2号)を交付することにより行うものとする。

(勧告の方法)

第4条 条例第6条の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書(別記様式第3号)を交付することにより行うものとする。

(命令の方法)

第5条 条例第7条の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する措置命令書(別記様式第4号)を交付することにより行うものとする。

(公表の方法及び通知)

第6条 条例第8条第1項の規定による公表は、米子市掲示場設置規則(平成17年米子市規則第1号)第3条に規定する位置に設置する掲示場における掲示その他の方法により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による公表を行う旨及び当該公表の内容の通知は、措置命令違反事実公表通知書(別記様式第5号)により行うものとする。

(意見を述べる機会の付与の方法)

第7条 条例第8条第3項の規定により公表について意見を述べる機会を与えようとするときは、当該公表の名宛て人となるべき者に対し、空き家等の適正管理に関する命令についての意見照会書(別記様式第6号)を送付するものとする。

(命令に係る措置についての代執行)

第8条 条例第7条の規定による命令に係る措置について行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより当該措置を市長が行う場合における同法第3条第1項の規定による戒告は、空き家等に対する措置の履行に関する戒告書(別記様式第7号)を交付することにより行うものとする。

2 前項の戒告を受けたにもかかわらず、当該戒告の名宛て人が当該戒告に係る措置をとらないために行政代執行法第3条第2項の規定による通知を行う場合の同項の代執行令書の様式は、別記様式第8号に定めるとおりとする。

3 条例第7条の規定による命令に係る措置を行政代執行法の定めるところにより市長が行う場合において、当該措置を行うために現場に派遣される執行責任者が同法第4条の規定により携帯する証票の様式は、別記様式第9号に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第8条関係)

様式第9号(第8条関係)

別記  
様式第1号（第2条関係）

（表面）

第 号	立 入 調 査 員 証		
写 真	所 属		
	職・氏名		
	生年月日	年	月 日
上記の者は、米子市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年米子市条例第28号）第4条第2項の規定に基づき立入調査を行う職権を有する者であることを証する。			
年 月 日			米子市長 印

（裏面）

米子市空き家等の適正管理に関する条例（抜粋）	
（調査）	
第4条 市長は、その現状について確認する必要があると認める空き家等があるときは、当該空き家等の管理の状況について調査を行うことができる。	
2 市長は、前項の規定による調査を行う場合において必要があると認めるときは、その職員に、当該空き家等及びその敷地に立ち入らせることができる。	
3 前項の規定により立入りをを行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。	
4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	

年 月 日

様

米子市長



空き家等の適正管理に関する指導書

あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空き家等について調査したところ、危険な状態にありますので、米子市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年米子市条例第28号）第5条の規定により、下記のとおり指導します。

記

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の状況
- 3 指導事項

年 月 日

様

米子市長



空き家等の適正管理に関する勧告書

あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空き家等について、  
年 月 日付け で指導したところですが、なお危険な状態にありますので、米子市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年米子市条例第28号）第6条の規定により、下記の措置をとるよう勧告します。

なお、勧告に係る措置に着手したとき、及び勧告に係る措置が完了したときは、直ちに、連絡してください。

記

1 空き家等の所在地

2 空き家等の状況

3 勧告事項

4 措置期限 年 月 日（ ）

年 月 日

様

米子市長



空き家等の適正管理に関する措置命令書

あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空き家等について、  
年 月 日付け により勧告したにもかかわらず、当該勧告に係る措置がとられていませんので、米子市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年米子市条例第28号）第7条の規定により、下記の措置をとるよう命じます。

なお、命令に係る措置に着手したとき、及び命令に係る措置が完了したときは、直ちに、連絡してください。

記

1 空き家等の所在地

2 空き家等の状況

3 命令事項

4 措置期限 年 月 日（ ）

〔教示文記載〕

年 月 日

様

米子市長



措置命令違反事実公表通知書

あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空き家等について、  
年 月 日付け により命令したにもかかわらず、これに従われてい  
ませんので、米子市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年米子市条例第2  
8号）第8条第1項の規定によりその旨及び下記の事項を公表しますので、通知し  
ます。

記

- 1 あなた（貴社）の住所及び氏名（主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者  
の氏名）
- 2 命令の対象である空き家等の所在地
- 3 命令の内容
- 4 公表の期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 公表の方法

〔教示文記載〕

年 月 日

様

米子市長



空き家等の適正管理に関する命令についての意見照会書

あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空き家等について、  
年 月 日付け により命令したにもかかわらず、これに従われてい  
ませんので、米子市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年米子市条例第2  
8号）第8条第1項の規定によりその旨及び下記の事項を公表することを予定して  
います。

つきましては、当該命令に係る措置をとることができなかった理由その他意見が  
あれば、年 月 日（ ）までに、書面をもって、申し出てください。

記

- 1 あなた（貴社）の住所及び氏名（主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者  
の氏名）
- 2 命令の対象である空き家等の所在地
- 3 命令の内容
- 4 公表の期間（予定）  
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 公表の方法

年 月 日

様

米子市長



空き家等に対する措置の履行に関する戒告書

あなた（貴社）に対し、下記の空き家等について改善措置をとることを 年 月 日付け により命令したにもかかわらず、現在もなお、当該措置がとられていません。

つきましては、 年 月 日までに当該措置をとられるよう、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により戒告します。

なお、指定の期日までに当該措置をとられない場合は、行政代執行法第2条の規定により代執行し、及びその費用を徴収しますので、申し添えます。

記

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の状況
- 3 命令の内容

〔教示文記載〕

年 月 日

様

米子市長



代 執 行 令 書

あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空き家等について改善措置をとることを 年 月 日付け により戒告したところですが、指定した期限を経過したにもかかわらず、いまだに当該措置がとられていません。

つきましては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により代執行を行いますので、同法第3条第2項の規定により通知します。

この代執行に要する費用は、行政代執行法第2条の規定によりあなた（貴社）から徴収します。

なお、この代執行の対象となる空き家等について、当該執行後の補修は行いませんし、この代執行に伴いあなた（貴社）又は当該空き家等に損害が生じてもその責任は一切負いませんので、申し添えます。

記

- 1 代執行を行う空き家等の所在地
- 2 代執行を行う空き家等の状況
- 3 代執行を行う期日  
年 月 日から 年 月 日までの間
- 4 代執行のために派遣する執行責任者の氏名
- 5 代執行に要する費用の見積額（概算）

〔教示文記載〕

執 行 責 任 者 証

職

氏 名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

米子市長



記

1 代執行を行う空き家等の所在地

2 代執行の内容

3 代執行を行う期日

年 月 日から 年 月 日までの間